

## 議案第164号

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例の制定について

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例を次のように定める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例  
(設置)

第1条 与野本町駅周辺地区におけるまちづくりマスタープランの素案を策定するため、さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条の素案を提出するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。